

平成25年預託法政令改正に係る意見公募手続における 提出意見の取扱いに関する調査結果等について

1 調査結果

平成25年の預託法政令改正時に実施した意見公募手続（以下「パブリックコメント」といいます。）において、その結果をまとめて公表した「意見概要」は作成し保存していたものの、提出意見そのものが保存されていなかった件について、公文書監理官室が、担当課における公文書の保存状況の確認及び関係者からヒアリングを行った結果は、以下のとおり。

- 行政文書ファイルには、提出意見そのものは適切には保存されていなかったものの、担当課の電子フォルダの中から、その一部が発見された。
- 発見されたのは、提出意見31件のうち25件で、これを新たに行政文書ファイルに保存したが、残りの6件については確認できなかった。
- 文書管理の実務は、実質的には預託法の担当者の判断だけで行われていた。
- 当時の預託法担当者は、パブリックコメントの結果をまとめて公表した「意見概要」は行政文書ファイル内に保存したものの、「提出意見そのもの」については保存せず、作業用の電子フォルダへその一部を格納し、その後現在に至る歴代担当者が変更を加えることなく、現在に引き継がれたものとみられる。
- なお、同じ行政文書ファイルには同年に実施した預託法施行規則改正時に実施したパブリックコメントに関する文書が保存されているが、提出意見そのものは保存されていなかったため、上記6件と併せて公文書管理のルールに則り、内閣府公文書監察室に報告した。

2 再発防止策

行政文書は国民共有の知的資源であり、当時、提出意見そのものを保存しなかったことは、今となっては必ずしも適切とはいえない。

今般、パブリックコメントの提出意見そのものが保存すべき文書であることが明らかとなったことを受け、今後、同様の事態が起きないように、以下の再発防止策を講じた。

- 消費者担当大臣より、消費者庁長官以下の幹部職員に対し、適切な公文書管理を徹底するよう訓示。
- 公文書監理官から消費者庁内の全職員に対し、改めて適切な公文書管理の徹底を通知。
- 人事異動の時期等も踏まえながら、文書管理者及び文書管理担当者を中心として、職員向けに、研修機会を充実。

[お問合せ先]

消費者庁 公文書監理官室

電話 03-3507-8800（内線2473）